

## 船舶事故調査報告書

令和5年4月19日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和3年12月19日 08時10分ごろ
発生場所	三重県紀北町引本港 引本港防波堤灯台から真方位055° 1.3海里付近 (概位 北緯34° 07.0' 東経136° 15.9')
事故の概要	漁船第二竜丸は、北東進中、また、ミニボート（船名なし）は、漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和4年1月5日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第二竜丸、4.33トン ME3-43271（漁船登録番号）、個人所有 B ミニボート（船名なし）、総トン数なし（全長約3.25m） なし、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 操縦者B
負傷者	A なし B 軽傷 1人（同乗者）
損傷	A 船首船底部に擦過傷 B 右舷中央外板に破損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、網を積み込む目的で、引本港鯨島北東方の紀北町の網染工場に向け手動操舵により約10ノットの対地速力で北東進を始めた。 船長Aは、操縦席に腰を掛けて操船していた際、引本港長浜の納屋で行われていた鯛の出荷が気になり、左舷側に視線を向けたまま、同じ針路及び速力で航行を続けていたところ、A船の船首部とB船の右舷中央部とが衝突した。 操縦者Bは、紀北町矢口浦所在のレンタルボート店でB船を借り、親族1人（以下「同乗者B」という。）を乗せ、引本港内で船首を南東方に向けて漂泊して釣りをしていたところ、B船とA船とが衝突した。 操縦者B及び同乗者Bは、A船との衝突の衝撃で落水し、船長Aによって救助され、レンタルボート店に運ばれた。
分析	A 船は、北東進中、船長Aが、左舷側に視線を向けたまま、同じ針路及び速力で航行を続けたことから、前方で漂泊中のB船に気付か

	<p>ず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、漂流中、A船と衝突したが、操縦者Bから情報が得られなかったことから、衝突に至った状況を明らかにすることができなかった。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、A船が北進中、B船が漂流中、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・船長は、航行中に特定の方向のみに気を取られることなく、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。</li></ul>